

平成18年12月7日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目1番9号
ジョルダン株式会社
代表取締役社長 佐藤 俊 和

第27期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第27期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権の行使をすることができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成18年12月21日（木曜日）午後6時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年12月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新宿五丁目3番1号
東京厚生年金会館 5階「雅」
最終頁の「会場ご案内」をご参照ください。
3. 目的事項
報 告 事 項 第27期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）事業報告の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 第27期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）計算書類承認の件
第2号議案 剰余金の処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 取締役4名選任の件
第5号議案 監査役1名選任の件
第6号議案 役員賞与支給の件
4. その他株主総会招集に関する決定事項
代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

以 上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイトの関連ページ (<http://www.jorudan.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成17年10月1日から
平成18年9月30日まで)

会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の動向等に留意する必要があるものの、企業収益や雇用情勢の改善、設備投資の増加等により、景気が回復してまいりました。

情報通信業界におきましては、企業のソフトウェア投資が緩やかに増加しており、情報サービス業の売上高は前期（平成16年10月1日～平成17年9月30日）と比べ増加傾向にあります。また、設備投資の増加等の影響もあり、パソコンの国内出荷台数が前期を小幅ながら上回る等、今後のソフトウェア・情報サービス需要についても、先行きは比較的良好と言える状況となっております。また、ブロードバンド化を含め、インターネット環境の普及が着実に進展しております。特に携帯電話につきましては、当期末（平成18年9月末）にはインターネット接続の契約数が8,100万件を超える等、インターネット端末として広く浸透しております。

当社におきましても、携帯電話向けに提供いたしております無料版「乗換案内」の検索回数は平成18年8月には月間8,900万回を超える等、インターネットでの更なる事業展開の基盤を確立してまいりました。

このような環境の中で、当期における売上高は23億21百万円（前期比21.3%増）、営業利益は5億88百万円（前期比36.8%増）、経常利益は5億98百万円（前期比38.1%増）、当期純利益は3億21百万円（前期比29.7%増）という経営成績となりました。

売上高につきましては、主として、乗換案内事業における売上高が22億43百万円（前期比21.2%増）と順調に推移したことにより、前期と比べ増加いたしました。営業利益、経常利益及び当期純利益につきましても、主として売上高が増加したことにより、前期と比べ増加いたしました。

部門別の事業の状況については、以下の通りであります。

(単位：千円)

部 門	前 期		当 期	
	売上高	構成比	売上高	構成比
乗 換 案 内	1,850,732	96.7%	2,243,847	96.6%
マ ル チ メ デ ィ ア	25,784	1.4%	34,427	1.5%
そ の 他	36,931	1.9%	43,439	1.9%
計	1,913,447	100.0%	2,321,715	100.0%

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

(乗換案内事業)

乗換案内事業の売上高は、全体として順調な推移となりました。

携帯電話向けの事業につきましては、携帯電話向け有料サービスである「乗換案内NEXT」は順調に会員数が増加しており、前期末(平成17年9月末)には合計で約34万人でありましたが、当期末(平成18年9月末)には43万人を超えております。その結果、売上高も前期と比べ大きく増加しております。また、広告につきましても、携帯電話向け無料版「乗換案内」へのアクセスが増加すると同時にクライアントの獲得も順調に進み、売上高も前期と比べ増加いたしております。

「乗換案内」のパソコン向け製品につきましては、前期と比べ売上高が減少いたしております。これは主に、顧客との直接契約によるバージョンアップの販売が減少しているためであります。

「乗換案内イントラネット3PLUS」等の法人向け製品の売上高につきましては、前期と比べやや減少しております。

旅行関連事業に関しましては、パソコン向けインターネット版「乗換案内」、携帯電話向け「乗換案内NEXT」及び無料版「乗換案内」の利用者等に対して、旅行商品の販売を実施しており、売上高は前期と比べ大きく増加しております。

以上の結果、売上高22億43百万円(前期比21.2%増)となりました。

(マルチメディア事業)

マルチメディア事業では、携帯電話向けゲーム「ハムスター倶楽部」等の提供を行っており、会員数の増加とともにその売上高は前期と比べ増加しており、売上高34百万円(前期比33.5%増)となりました。

(そ の 他)

受託ソフトウェア開発等につきましても、前期と比べ売上高が増加しており、売上高43百万円(前期比17.6%増)となりました。

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は11百万円であります。その主なものは、サーバーの増設、オフィス増床に伴う各種設備工事、及び車両の購入であります。

3. 資金調達の状況

当期中は、社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

4. 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得の状況

重要なものについては、「7. 重要な親会社及び子会社の状況」に記載しております。

5. 財産及び損益の状況

区 分	第24期	第25期	第26期	第27期(当期)
	(平成14年10月1日から 平成15年9月30日まで)	(平成15年10月1日から 平成16年9月30日まで)	(平成16年10月1日から 平成17年9月30日まで)	(平成17年10月1日から 平成18年9月30日まで)
売 上 高(千円)	1,018,044	1,391,374	1,913,447	2,321,715
経 常 利 益(千円)	142,299	301,508	433,721	598,807
当 期 純 利 益(千円)	74,489	150,460	247,767	321,384
1株当たり当期純利益(円)	13.74	26.82	44.40	61.18
総 資 産(千円)	1,288,577	1,477,900	1,843,549	2,177,896
純 資 産(千円)	1,086,833	1,220,784	1,447,353	1,733,226

- (注) 1. 1株当たり当期純利益を除き、千円未満は切り捨てております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 第27期(当期)より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」を適用しております。

6. 対処すべき課題

当社の事業は、主として情報通信産業に属しており、中でもアプリケーション・コンテンツといった分野を中核事業としております。今後、これらの分野については、社会の情報通信環境の進展に伴い、存在感を増すことが期待される半面、技術やハードウェアのトレンドの変化や競争の激化といった大きな環境の変化も予想されます。この変化に対応し事業を成功させるためには、変化に対応する事業戦略を有していること、そこで求められる新技術やノウハウを常に先行して蓄積し続けること、及びそれらを可能にする体制が構築されていること等が重要であると考えております。

このような状況を踏まえ、当社といたしましては、優秀な人材の発掘及び育成、組織の柔軟性・機動性の確保、インターネット関連のソフトウェア技術の蓄積、収益源の多様化、ネットワーク関連設備投資、

製品・サービスの信頼性・安定性向上、 情報セキュリティの強化、 コーポレート・ガバナンス体制の強化、 内部体制の充実、 新規事業の立ち上げ等の施策を実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

重要な親会社の状況

該当する事項はありません。

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
コンパスティビー株式会社	40,000千円	95.0%	広告代理業、コンテンツ制作
ゼストプロ株式会社	63,000千円	56.8%	システム・ソフトウェアの設計・開発
有限会社プロセス	3,000千円	56.8%	情報機器等のレンタル・リース

当社の連結子会社は上記の重要な子会社3社であり、当期の連結売上高は25億71百万円（前期比29.1%増）、連結当期純利益は2億91百万円（前期比8.7%増）となりました。

- (注) 1. コンパスティビー株式会社は平成18年4月3日に第三者割当による増資を行い、資本金が40,000千円となっております。
2. 平成18年2月1日にゼストプロ株式会社の第三者割当増資を引受けたことにより、同社及び同社の子会社である有限会社プロセスを子会社としております。なお、有限会社プロセスに対する当社の出資比率は、ゼストプロ株式会社を通じた間接所有であります。

8. 主要な事業内容

部門	主な事業内容
乗換案内	鉄道等の経路検索・運賃計算ソフトウェア「乗換案内」の開発・製造及び販売、携帯電話及びインターネット向け「乗換案内」及び付随サービスの提供、旅行商品の企画・手配・販売
マルチメディア	ゲーム等の携帯電話向けコンテンツの提供
その他	受託ソフトウェア開発、専門学校での講義

9. 主要な事業所

本社 東京都新宿区新宿二丁目1番9号

10. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
81名	+23名	31.0歳	4年0ヶ月

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務役員は含んでおりません。
 2. 従業員数には、子会社への出向者12名を含んでおります。

11. その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項

発行済株式総数 5,255,000株

株主数 2,857名

発行済株式総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	持株数
佐藤俊和	2,627,660株

その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	佐藤俊和	新規事業部長兼管理部長 (NEXT事業部・内部監査室管掌) コンパスティビー株式会社 代表取締役 ゼストプロ株式会社 代表取締役
取締役	坂口京	技術部長(システム部・SI部管掌)
取締役	山野井さち子	開発部長
取締役	大和田直義	営業部長
取締役	武部敬次	業務部長
取締役	岩田一輝	経営企画室長
常勤監査役	高村茂	-
監査役	小坂田篤	アイシーエス株式会社 代表取締役
監査役	松澤壽俊	-
監査役	五十嵐雅子	株式会社愛郷舎 代表取締役

- (注) 1. 平成17年12月22日開催の第26期定時株主総会において、高村茂氏、五十嵐雅子氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 片岡俊郎氏は、平成17年12月22日開催の第26期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。
3. 監査役 高村茂氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	金 額	摘 要
取締役	6名	51,300千円	-
監査役	4名	10,200千円	-
計	10名	61,500千円	-

- (注) 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与額は含んでおりません)、監査役は年額20,000千円以内であります。なお、報酬等の額には第27期定時株主総会において決議予定の役員賞与15,000千円を含めております。

その他会社役員に関する重要な事項

該当する事項はありません。

貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,804,394	流 動 負 債	444,669
現金及び預金	1,271,957	買 掛 金	133,269
受 取 手 形	2,142	未 払 費 用	37,911
売 掛 金	429,501	未 払 法 人 税 等	144,999
製 品	162	未 払 消 費 税 等	19,999
原 材 料	323	前 受 金	29,826
前 渡 金	7,750	預 り 金	3,818
繰 延 税 金 資 産	54,337	賞 与 引 当 金	45,800
短 期 貸 付 金	30,000	役 員 賞 与 引 当 金	15,000
そ の 他	9,518	返 品 調 整 引 当 金	11,530
貸 倒 引 当 金	1,300	そ の 他	2,514
固 定 資 産	373,501	負 債 合 計	444,669
有 形 固 定 資 産	38,022	純 資 産 の 部	
建 物	4,919	株 主 資 本	1,733,226
車 両 運 搬 具	3,580	資 本 金	277,375
工 具 器 具 備 品	29,522	資 本 剰 余 金	284,375
無 形 固 定 資 産	51,543	資 本 準 備 金	284,375
特 許 権	3,541	利 益 剰 余 金	1,172,665
ソ フ ト ウ ェ ア	46,922	利 益 準 備 金	3,600
電 話 加 入 権	1,079	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,169,065
投 資 そ の 他 の 資 産	283,935	別 途 積 立 金	20,000
投 資 有 価 証 券	32,990	繰 越 利 益 剰 余 金	1,149,065
関 係 会 社 株 式	106,866	自 己 株 式	1,188
敷 金 保 証 金	123,288	純 資 産 合 計	1,733,226
繰 延 税 金 資 産	20,790	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,177,896
資 産 合 計	2,177,896		

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年10月1日から)
(平成18年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,321,715
売 上 原 価		1,129,766
売 上 総 利 益		1,191,949
返品調整引当金戻入額		16,671
返品調整引当金繰入額		11,530
差引売上総利益		1,197,090
販売費及び一般管理費		608,283
営 業 利 益		588,806
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	106	
受 取 配 当 金	7,500	
受取事務代行手数料	1,942	
雑 収 入	452	10,001
営 業 外 費 用		
雑 損 失	0	0
経 常 利 益		598,807
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	48	
固 定 資 産 除 却 損	3,037	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	6,133	
減 損 損 失	847	10,065
税 引 前 当 期 純 利 益		588,741
法人税、住民税及び事業税	238,406	
法 人 税 等 調 整 額	28,951	267,357
当 期 純 利 益		321,384

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成17年10月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
平成17年9月30日残高	277,375	284,375	3,600	20,000	863,192
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					21,010
利益処分による 取締役賞与金					14,500
当期純利益					321,384
事業年度中の 変動額合計					285,873
平成18年9月30日残高	277,375	284,375	3,600	20,000	1,149,065

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
平成17年9月30日残高	1,188	1,447,353	1,447,353
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		21,010	21,010
利益処分による 取締役賞与金		14,500	14,500
当期純利益		321,384	321,384
事業年度中の 変動額合計		285,873	285,873
平成18年9月30日残高	1,188	1,733,226	1,733,226

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- 子会社及び
関連会社株式……移動平均法による原価法
- その他有価証券
時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- 製品……個別法に基づく原価法
- 原材料……最終仕入原価法に基づく原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

- 有形固定資産……定率法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産

- 特許権……定額法
- 市場販売目的の
ソフトウェア……販売可能な見込有効期間（3年以内）に基づく定額法
- 自社利用目的の
ソフトウェア……社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 重要な引当金の計上基準

- 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。
- 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 役員賞与引当金……役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- 返品調整引当金……製品の返品による損失に備えるため、過去の返品実績率に基づく返品損失見込額を計上しております。

(5) 消費税及び地方消費税の処理方法

- 税抜方式によっております。

2. 会計処理の変更

(1) 役員賞与に関する会計基準

役員賞与は、従来、利益処分による利益剰余金の減少として処理しておりましたが、当事業年度から「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)に基づき、発生時に費用処理しております。これにより、従来の方法によった場合に比較して、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ15,000千円減少しております。

(2) 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。

これにより、営業利益及び経常利益がそれぞれ268千円増加し、税引前当期純利益が578千円減少しております。

なお、減損損失累計額につきましては、会社計算規則に基づき、各資産の金額から直接控除しております。

(3) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は1,733,226千円であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	52,397千円
(2) 関係会社に対する金銭債権債務	
金銭債権	65,077千円
金銭債務	605千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 94,583千円

売上原価 10,676千円

販売費及び一般管理費 1,555千円

営業取引以外による取引高

受取配当金 7,000千円

受取事務代行手数料 1,942千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 5,255,000株

(2) 当該事業年度の末日における自己株式の数 2,333株

(3) 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成17年12月22日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

株式の種類 普通株式

配当の総額 21,010千円

1株当たり配当金 4円

基準日 平成17年9月30日

効力発生日 平成17年12月26日

(4) 当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成18年12月22日の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

株式の種類 普通株式

配当の総額 31,516千円

1株当たり配当金 6円

基準日 平成18年9月30日

効力発生日 平成18年12月25日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	9,833千円
賞与引当金	20,597千円
研究開発費損金不算入額	37,082千円
製品廃棄損	89千円
返品調整引当金	4,691千円
その他	2,833千円
繰延税金資産合計	<u>75,127千円</u>
繰延税金資産純額	<u>75,127千円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当する事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	329円97銭
1株当たり当期純利益	61円18銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

10. その他の注記

該当する事項はありません。

監査役の監査報告書 謄本

監査報告書

私たち監査役は、平成17年10月1日から平成18年9月30日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年11月27日

ジョルダン株式会社

監査役（常勤）	高村 茂	Ⓔ
監査役	小坂田 篤	Ⓔ
監査役	松澤 壽俊	Ⓔ
監査役	五十嵐雅子	Ⓔ

以上

(ご参考)

連結貸借対照表

(平成18年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,920,664	流 動 負 債	500,335
現金及び預金	1,315,508	支払手形及び買掛金	142,505
受取手形及び売掛金	488,039	短期借入金	11,000
たな卸資産	12,008	一年以内返済予定長期借入金	21,544
繰延税金資産	75,486	未払法人税等	145,647
その他	31,341	未払消費税等	22,679
貸倒引当金	1,720	未払費用	40,996
固 定 資 産	390,305	賞与引当金	46,580
有形固定資産	122,124	役員賞与引当金	15,000
建物及び構築物	29,138	返品調整引当金	11,530
機械装置及び運搬具	4,875	その他	42,851
工具器具備品	37,710	固 定 負 債	44,363
土地	50,400	長期借入金	44,363
無形固定資産	77,466	負 債 合 計	544,698
ソフトウェア	47,169	純 資 産 の 部	
その他	30,296	株 主 資 本	1,730,143
投資その他の資産	190,715	資 本 金	277,375
投資有価証券	33,857	資 本 剰 余 金	284,375
敷金保証金	127,197	利 益 剰 余 金	1,169,581
繰延税金資産	21,134	自 己 株 式	1,188
その他	8,526	少 数 株 主 持 分	36,129
資 産 合 計	2,310,970	純 資 産 合 計	1,766,272
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,310,970

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結損益計算書

(平成17年10月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,571,785
売 上 原 価		1,272,976
売 上 総 利 益		1,298,809
返品調整引当金戻入額		16,671
返品調整引当金繰入額		11,530
差引売上総利益		1,303,950
販売費及び一般管理費		728,739
営 業 利 益		575,211
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	109	
受 取 配 当 金	500	
為 替 差 益	410	
消費税簡易課税差額収入	222	
雑 収 入	66	1,309
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	906	
雑 損 失	176	1,083
経 常 利 益		575,436
特 別 利 益		
持 分 変 動 利 益	498	498
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	48	
固 定 資 産 除 却 損	6,530	
投資有価証券評価損	6,133	
減 損 損 失	847	13,558
税金等調整前当期純利益		562,376
法人税、住民税及び事業税	238,038	
法 人 税 等 調 整 額	37,131	
少 数 株 主 損 失	4,023	271,146
当 期 純 利 益		291,229

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結株主資本等変動計算書

(平成17年10月1日から
平成18年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成17年9月30日残高	277,375	284,375	917,162	1,188	1,477,723
連結会計年度 中の変動額					
剰余金の配当			21,010		21,010
利益処分による 取締役賞与金			17,800		17,800
当期純利益			291,229		291,229
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中 の変動額合計			252,419		252,419
平成18年9月30日残高	277,375	284,375	1,169,581	1,188	1,730,143

	少数株主持分	純資産合計
平成17年9月30日残高		1,477,723
連結会計年度 中の変動額		
剰余金の配当		21,010
利益処分による 取締役賞与金		17,800
当期純利益		291,229
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	36,129	36,129
連結会計年度中 の変動額合計	36,129	288,548
平成18年9月30日残高	36,129	1,766,272

(注) 千円未満を切り捨てて表示しております。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 第27期（平成17年10月1日から平成18年9月30日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（9頁から15頁まで）の通りであります。

計算書類につきましては、取締役会は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと判断しております。

第2号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、ある程度配当の継続性・安定性を考慮した上で、経営成績に応じた配当を実施していくことを基本方針としております。その上で、基本方針に基づく具体的な目標として、連結配当性向10%を目指すことを定めております。これにより、当期の期末配当につきましては次の通りといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金6円 総額31,516,002円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年12月25日

(注) 期末配当金は、自己株式2,333株に対する配当金を除いております。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という。）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下の通り当社定款を変更するものであります。

株主が有する単元未満株式の権利を明確にするための規定を新設するものであります（変更案第9条）。

インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主総会においてより充実した情報の開示ができるようにするための規定を新設するものであります（変更案第16条）。

株主総会における代理人による議決権の行使について、代理人の数及び代理権を証明する方法を明確化するものであります（変更案第17条）。

取締役会の機動的な運営を図るため、その決議について、必要が生じた場合に書面または電磁的記録によりその承認を行うことを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第27条）。

取締役及び監査役がその期待される職務をより適切に行えるよう、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除できる旨を定めるとともに、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります（変更案第31条及び第37条）。なお、変更案第31条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な定めを加除・修正及び移設などを行うものであります。

- (2) 「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされることから、これらに対応する所要の変更を行うものであります。

当社は取締役会を置く旨の定め（変更案第19条）

当社は監査役を置く旨の定め（変更案第32条）

当社は株式に係る株券を発行する旨の定め（変更案第8条第1項）

当社は株主名簿管理人を置く旨の定め（変更案第10条第1項）

- (3) 以上のほか、上記の変更に伴う条数の変更やその他字句の修正等条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、1,900万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 8 条 当社は<u>1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、1,900万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p><u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、単元未満株式の買取り、株券喪失登録の手続</u>その他株式に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>	<p style="text-align: center;">(単元未満株主の権利制限)</p> <p>第9条 当社の株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> 2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> 3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載</u>または記録、<u>単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、単元未満株式の買取り、<u>株券喪失登録の手續その他株式に関する手續</u>ならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、<u>その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。前項の場合のほか、必要があるときは、取締役の決議によりあらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録質権者とする。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。前項の場合のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする<u>ことができる。</u></p>
<p>第3章 株 主 総 会 (招 集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第3章 株 主 総 会 (招 集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議 長)</p> <p>第13条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(決 議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p><u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、前項に係らず、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、前項に係らず、定款に別段の定めがある場合のほか、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。<u>株主または代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</u> (新 設)</p> <p>(議事録) 第16条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、<u>議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u> 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その<u>謄本</u>を5年間支店に備え置くものとする。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (新 設)</p> <p>(取締役の員数) 第17条 (条文省略)</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第18条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。</p> <p>株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その<u>写し</u>を5年間支店に備え置くものとする。</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 <u>(取締役会の設置)</u> 第19条 当会社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第20条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当社の取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。 取締役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の残任期間と同一とする。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第20条 当社は、取締役会の決議により、取締役の中より、社長1名を選任し、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>代表取締役は、当社を代表し、会社の業務を執行する。 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p><u>第21条</u> <u>社長は、当会社を代表する。</u> <u>前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第22条</u> <u>取締役会は、社長が招集しその議長となる。</u> <u>社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p><u>第23条</u> <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急に招集の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって決する。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p><u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>取締役会の議事録は、これを10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する条項については、法令または定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもつて定める。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 (現行どおり)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第29条 取締役会に関する条項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(監査役の員数) 第28条 (条文省略)</p> <p>(監査役の選任方法) 第29条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監 査 役</p> <p style="text-align: center;">(監査役の設置)</p> <p>第32条 当社は監査役を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法) 第34条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第31条 監査役の報酬および退職慰労金は、<u>株主総会の決議をもつて定める。</u></p>	<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当会社は、<u>取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>当会社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営 業 年 度)</p> <p>第32条 当会社の<u>営業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利 益 配 当)</p> <p>第33条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</u></p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により、<u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主および登録質権者に対して、商法第293条ノ5に定める金銭の分配（以下中間配当という）を行うことができる。</u></p> <p>(除 斥 期 間)</p> <p>第35条 <u>利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事 業 年 度)</p> <p>第38条 当会社の<u>事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末日までとする。</u></p> <p>(剰 余 金 の 配 当 の 基 準 日)</p> <p>第39条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>(中 間 配 当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によつて、<u>毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(配 当 金 の 除 斥 期 間)</p> <p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u> <u>未払の配当金には、利息をつけない。</u></p>

第4号議案 取締役4名選任の件

取締役6名全員が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
1	佐藤俊和 (昭和24年8月24日)	昭和54年12月 株式会社ジョルダン情報サービス(現ジョルダン株式会社)設立 代表取締役(現任) 平成13年3月 コンパスティビー株式会社代表取締役(現任) 平成15年11月 当社新規事業部長(現任) 平成16年11月 当社管理部長(現任) 平成18年2月 ゼストプロ株式会社代表取締役(現任)	2,627,660 株
2	坂口京 (昭和24年7月19日)	昭和52年10月 株式会社エル・エス・アイ入社 昭和54年12月 当社入社 取締役(現任) 推論機構室マネージャー 平成15年11月 当社開発本部長 技術部長(現任)	336,980 株
3	奥山至 (昭和17年10月31日)	昭和41年4月 株式会社日立製作所入社 平成6年6月 日製ソフトウェア株式会社(現株式会社日立ハイテクソリューションズ)入社 平成9年6月 同社代表取締役	3,000 株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
4	塚 田 武 典 (昭和19年7月19日)	昭和50年1月 太平住宅株式会社入社 昭和61年1月 株式会社ディー・ピー・エスエ ス入社 平成4年4月 株式会社ディー・ピー・エス総 研(現株式会社ディー・ピ ー・エス)専務取締役 ダイヤモンド経営者倶楽部 設立 平成18年4月 株式会社ディー・ピー・エス 相談役本部事務局長 (現任)	- 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 奥山 至、塚田 武典の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を満たす候補者であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役小坂田篤氏及び松澤壽俊氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

氏名 (生年月日)	略歴、他の法人等の代表状況、 当社における地位及び担当	所有する 当社株式の数
松澤壽俊 (昭和7年8月20日)	平成10年7月 ノルウェー王国大使館 産業技術顧問 平成14年5月 当社監査役(現任)	3,000 株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たす候補者であります。

第6号議案 役員賞与支給の件

役員賞与金につきましては、当期の功労に報いるため、当期の業績、従来
の役員賞与、その他諸般の事情を勘案して当期末の取締役6名に対し総額
1,350万円、当期末の監査役4名に対し総額150万円の役員賞与を支給したい
と存じます。なお、各取締役に対する支給金額については取締役会の決定に、
各監査役に対する支給金額については監査役の協議にご一任願いたいと存じま
す。

以 上

会場ご案内

- 会場 東京都新宿区新宿五丁目3番1号
東京厚生年金会館 5階「雅」
- 交通 東京メトロ丸ノ内線新宿御苑前駅
(1番出口より徒歩約5分)
都営新宿線新宿三丁目駅
(C7出口より徒歩約5分)



株主総会と会場へのアクセスを
携帯サイトでもご案内しております。

ジョルダンモバイル「株主総会のご案内」
(<http://www.jorudan.co.jp/k/kabu.html>)

